

# 安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一的理解ではありません。

## 「イスラエルとハマスの紛争に係る一考察」

研究班 鍛冶雅和

### 1 はじめに

2023年10月7日、世界中の耳目が集中しその事実に驚愕を与えたテロ組織ハマスのによるテロ活動が生じた。そのテロ活動の内容は、後述するとおり、特異であり、残虐であった。人類が人類に与える暴力行為が抑制される方向のみに進んでいる訳ではなく、即ち、人類の倫理感の進化が決して直線的でないという悲しい事実を再認識させられた。

本件は、現在進行形であり、戦闘は引き続き継続している。また、本年3月31日に、首都テルアビブにおいてネタニヤフ首相の退陣を求める多くの勢力による大規模な反政府デモが実施され、それに人質解放を要求する参加者が加わったというイスラエルの国内情勢の中で、当該侵攻の事前情報をネタニヤフが意図的に握りつぶした等の陰謀説や憶測記事も流説する等、イスラエル側指導者への非難を含め、時間の経過と共に、イスラエル政府一人悪の様相でマスメディアから情勢が流されている。

本論では、当事者ではない筆者が現時点における事象全般の正義や真実を巡る論考を実施することは不可能であるため、主として、この事案の発生当初の状況及び関連して発生した Houthi（フーシー派；以後、外務省が使用しているホーシー派と呼

称) の攻撃事案について、主として国際法の観点から考察したい。

## 2 ガザでの戦闘に関する概要

ハマスのテロ攻撃を契機としたイスラエル及びハマスの行動と、それに伴う米国を主としたイスラエルを支援する諸外国及びハマスを支援する諸外国の活動をどの様に呼称すべきかは未定であり(4月下旬)、日本政府による明確な文言は規定されていない。米国政府は議会報告では、“Israel and Hamas 2023 Conflict”(イスラエル・ハマスの2023年戦闘)<sup>i</sup>と呼称しているが、国連安保理のHPでは、“GAZA WAR”という語も使用されている。本稿では便宜的に“ガザ紛争”と呼称する。

### (1) ガザ紛争開始(ホロコースト以降で最も多くのイスラエル人が殺された日)

7日のテロ当日、合計で約1188人が虐殺された。「約」の意味は、未だイスラエルが正確な虐殺された人数を確定していない為である)その内訳は、約350人の軍、警察、公安等、警備に責任を持つ者と、約812人の一般市民、外国人であり、その多くが拷問を受けて殺害された。外国人は71人を数え、国籍は17カ国に及んでいる。<sup>ii</sup>被害者の中には、イスラム教徒のイスラエル人も含まれており、多くの女性が残忍に凌辱され、遺体は一部が切断される等損傷が激しく、身元確認が不可能な遺体も在る。また、ガザに拉致された者は、249人に及び、当時生後9か月の乳児から85歳の老人が含まれる。(その後、104人が解放されたが、8人が拉致後亡くなっていることが確認されている。イスラエル側は、100人以上が拉致後亡くなったと推定している)<sup>iv</sup>

### (2) ハマス及びガザ在住の一般市民によるガザ侵攻作戦

午前6時30分に開始されたハマスの侵攻では、境界フェンスの数十か所が破壊され、約3000人のハマスの戦闘員と数百人のガザ一般市民がこの侵攻に参加している。侵攻には、ハマスの戦闘員の多くがカプタゴン麻薬を使用していたと言われているが、GoProカメラによりライブ公開するなどその異常行動が際立っている。また、ガザの一般市民も拘束した警備を担当していた者の頭部を鋤簾の様なもので切断しそれを誇る等、ハマスの戦闘員と同様の残虐行為に加担している。

なお、短時間でイスラエル人が在室する多くの宅に侵入し、残虐行為や拉致を完遂していることから、イスラエル人居住者の情報はハマスの側に完全に把握されており、コンサート会場の襲撃を含めて、イスラエル側で仕事をしていたガザの一般市民から

ハマスがこれら情報を得ていたことが確実視されている。また、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の国連職員がハマ스에協力していたことが判明し、日本を含む各国から非難を浴び財政的な支援を打ち切られ（現在は、復活している）、自ら調査を実施する事態になった。<sup>v</sup> 国連職員からの情報がハマスの襲撃に寄与していたということは信じたくないことであるが、国連機関及び国連そのもののガバナンス及び公平性に疑義を呈さざるを得ない事実である。<sup>vi</sup>

### (3) 7日以降のイスラエル側の行動

イスラエル側では、約 25 万人の住民が境界線付近の地域から退避している。（その後、半数が戻っているが、INSS によると現在 12 万人が未だ戻れていない）

### (4) ハマスのガザでの対応行動

ハマスは、ガザ地区に侵攻前に、全長が 560～725km、東京の地下鉄の約 2 倍と推定される長大な地下トンネルを構築していたことは、周知のことであるが、ガザ住民及びイスラエル人拉致者を戦闘の盾としていた。その例としては、イスラエルの攻撃が予告されていたガザ北部から南部への人道回廊の閉塞、爆撃、これによって、ガザ北部住民の南部避難を極めて困難にさせた。また、残った住民の中では、攻撃が予想される露天の地域にハマスの命令により子供を所在させた。



ハマスの考え方を端的に表す証言として、ハマス高官ムーサ・アブ・マルズークに対する地下トンネルについてのインタビューの中で、「イスラエルからの攻撃に対

してガザ市民を守る為の退避場として（地下トンネルを）使用しないのか？」という質問に対して、「ガザのトンネルは、市民ではなくハマスを守るために作られた」と、明確に発言している。<sup>vii</sup>

(5) イスラエルが抱える 7 つの戦線（10 月 7 日のハマスのテロ以前を含む）

イスラエルは現在 7 つの戦線で戦っており、ガザ紛争も大きな戦線ではあるもののその一つに過ぎないとも言える。

① ガザ戦線（対ハマス、イスラム聖戦）



これまで、ガザ地区から 9,100 発以上のミサイル・ロケット弾が撃ち込まれ、これは、イスラエルへの攻撃の 94.76%を占めている。（左図のとおり。）<sup>viii</sup> ハマスは、非常に資金力の有るテロ組織であり、Forbes の 2020 年の資料では、世界第 5 位の資金力を有する。ガザ地区には、2005 年にイスラエル軍が撤退以降、PLO とは別のテロ準国家を建設して現在に至っている。一方、PLO は、ハマスに対して決別しており、また他のイスラムテロ組織や、イスラム諸国、イラン、イランが支援する民兵組織の支援及び兵員補充等は得られておらず、ハマスは、今回のテロをこの孤立化した状態の中で開始している。

② ヨルダン西岸戦線（対ファタハ、ハマス）

数百回の攻撃を数える局地的なテロ事件は、頻発しているが、イスラエル軍によっ

て鎮圧され、拡大していない。また、定期的なイスラエル軍の作戦に拠って、当該地区に於いて長期的な交戦力を維持出来るようなテロ準国家を構築出来るような環境には無い。

#### ③ レバノン戦線（対ヒズボラ、ハマス）

ヒズボラは、イスラエルがレバノンから 2000 年に完全撤退した後に増勢し、世界で最も武装したテロを工作する準国家であり、スカッド、巡航ミサイル、精密誘導ミサイルを含め 15 万発以上のロケットやミサイルを保有する。また、当然資金力も潤沢であり、Forbes の 2020 年の資料では、世界第 3 位である。現在の戦線においては、2006 年の 1701 国連決議でヒズボラは南レバノンへの侵入禁止が決議されたが Raduan（ラドゥアン）部隊と言われる特殊部隊が境界線付近に集結している。

#### ④ イエメン戦線（対ホーシー派）

米大型無人機 MQ-9 を SA-6 で迎撃し、イスラエル商船への攻撃を宣言した。一方、米国、英国イージス艦、サウジアラビアによる迎撃行動やイエメン国内へのホーシー派基地への攻撃が実施されるなどガザ戦線の次に注目される戦線である。

なお、ホーシー派も御多分に漏れず資金力が潤沢であり、Forbes の 2020 年の資料では、世界第 2 位の資金力を誇っている

#### ⑤ シリア戦線（対ヒズボラ、イラン革命防衛隊）

現在、ヒズボラは、シリアからイスラエルを攻撃できる態勢を整えることを意図している。一方で、イスラエルと米軍による攻撃を受け、イスラエルの攻撃により空港が使用不能となった。なお、ハマスは、内戦時イランと決裂しており、イランの別動隊であるヒズボラとハマスの関係は微妙である。

#### ⑥ イラン戦線

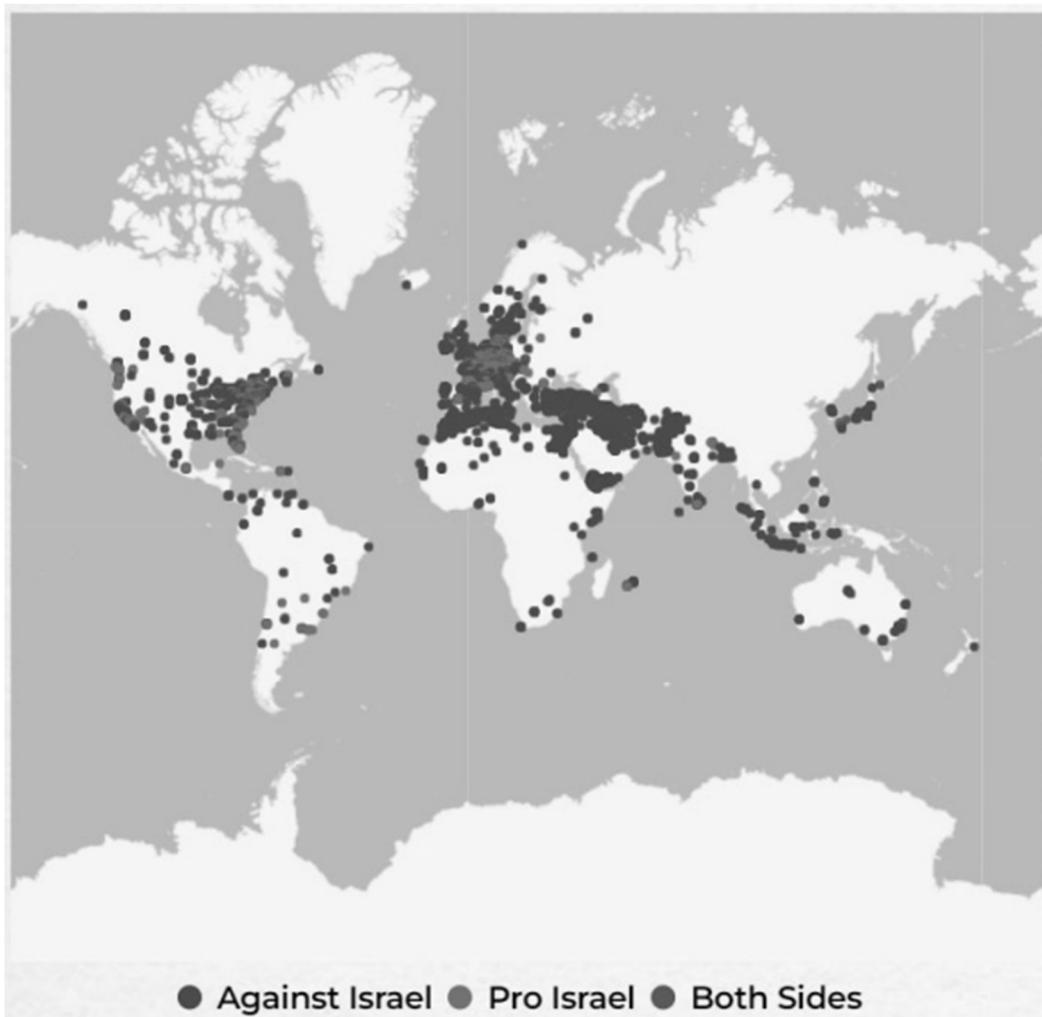
レバノンと共同しつつ対応しているが、最大のイスラム武装国家であり、ガザ紛争の勃発後、重大な戦線として急浮上している。米国を含めた西側にとっては、拡大すれば最も深刻な戦線である。一方で、国内外に宗教的な不同による反対勢力も抱えており、状況は流動的である。

#### ⑦ 反ユダヤ主義運動（反イスラエル主義運動）ix

イデオロギー、政治的手段、民族意識・・・等に根差す反ユダヤ教主義が世界に横溢している。左図xは、反ユダヤ主義運動が確認される世界の地点である。ヨーロッパ、アメリカ大陸及びアジアでその発生が確認できる。反ユダヤ主義運動には、古い

歴史が有り、イデオロギー化したその心理性について、この場で解説、解析出来るようなものではないが、卑近な例として、古くは、シェイクスピアの小説「ベニスの商人」、最近では、今回のイスラエル軍のガザ地区侵攻に対しての各国で生起した反イスラエルのデモ活動にそれを見ることができる。<sup>xi</sup>

日本でも、ハマスのテロ攻撃の衝撃の余韻が冷めやらず、ハマスの攻撃による被害及び拉致の詳細な状況が明確でなかった10月11日に、被害者であるイスラエル大使館前で相応の人数のデモ隊が抗議行動の為に寄せていたのを筆者もたまたま現認した。その対応の早さから、イスラエルと聞けば、何にでも直ぐに抗議するイデオロギー的反イスラエル団体の日本における存在を再認識させられた。



### 3 ガザ紛争に対する国際法的一考

本項では、ガザ紛争を国際法に当て嵌め、評価について整理する。

国際法は、慣習国際法と条約国際法によって構成され、多くの例外はあるものの慣習国際法は一般法、条約国際法を特別法と便宜的に分類される場合が多く、“特別法は一般法を破る”という国内法の世界のその様な理解に対して、国際法の世界においては、一般法、特別法の区分が曖昧であり、特別法の条約国際法が優先されるとは一概には言えない。<sup>xii</sup>また、国際法は国内法に優先されるべきとの意見も有るが多数意見とは言えず、国際法への理解や解釈は各国政府、研究者毎に大きな差が有る。それは、国家主権が各々平等であるとの基本的な理解から、国際法の上位法というものは存在せず、国家を統一的に拘束する様な権力構造も無いからであり、この曖昧さが払拭されることは無い。この稿において法解釈的に確定的評価を述べる事が可能な程の知見は有していないが、筆者の理解の範囲内において、常識的な内容を含めて再整理の意味で考察を加えたい。

なお、国際法には、軍事活動（武力の行使）自体の合法性に関する論点、即ち武力行使そのものの合法性を判断する法である”*jus ad bellum*”上の論点と、軍事活動に関し各現場での戦闘行為等の合法性に関する論点、即ち武力紛争における交戦者の行為を規律する”*jus in bello*”上の論点の2つに大別されるが、考察対象として取り上げるテーマは、前者については「戦争（イスラエルによる宣戦布告）」と「自衛権」を、後者については「戦闘行為の妥当性」、「戦時復仇」、「病院への攻撃」とした。

#### (1) ガザ紛争の当事者について

ハマスの侵入攻撃以降、各国は、ハマスの行為を“テロ”行為として非難決議を実施し、日本も遅ればせながらそれに倣った。

イスラエルは、多数の国に承認され国連加盟国たる国際法上の主体性を有する国家である。一方、ハマスは、準国家資格を有する PLO から離反し、ガザ地区で勢力を拡大したパレスチナ国内の暴力政治集団であり、国際法上の主体性を有しているとは言えない。その様な集団が実施した暴力行為について、「テロ」という語彙の使用は適切であろう。

一方、国家ではないテロ集団が起こした事件であるならば、国際法上の管轄権区分に基づき、イスラエルの国内法若しくはパレスチナ国家の法律に従い当局による捜査が実施されるべきであり、裁判も何れかまたは夫々の裁判所において為されるべきであろう。<sup>xiii</sup> ただし、条文を持たない慣習国際法においてはこの議論は発散しており、また 1947 年のジュネーヴ諸条約の共通 3 条や第 2 追加議定書の成文過程および

その後のコメントールに於いても議論されている。

## (2) 戦争について : jus ad bellum 上の論点

今回、イスラエル政府は、ハマスに対して宣戦布告を実施している。米国の評価も、”In response to the October 7 attacks, Israel’s cabinet formally declared war on Hamas.”(10月7日の攻撃に呼応したイスラエル議会は、正式にハマスに宣戦布告した。)xivと、イスラエルによるハマスへの宣戦布告の事実を議会に報告している。

そもそも、戦争(WAR)は、1928年に当時の15カ国によって署名され最終的に63カ国によって批准されたケロッグ＝ブリアン条約(不戦条約)によって、国際紛争解決の手段として戦争に訴えることは禁止され、かつ、国家政策の手段としての戦争は放棄された。即ち、不戦条約によって戦争の違法化が大きく進展しその効果として、無差別戦争観の概念が意味を為さなくなり、戦争の違法化が進展した。xvただし、条約で留保された自衛権の要件と、戦争に至らない武力の行使は認められるかという点や、同条約を批准していない国家の存在等、不完全さはその後生起した第二次世界大戦が歴史の事実として証明している。

現在の国際法の環境下において武力行使が唯一許されるのは、国連憲章第7章第42条による集団安全保障での軍事力行使及び同憲章第51条による国連による対応が為されるまでの自衛権の行使の場合のみであり、それさえも一定の制限が課されている。ただし、今次のガザ紛争とは国際法の議論の場として直結してはいないが、民族解放(独立)闘争は、国内紛争、非国際的武力紛争として国連憲章を以て国連が権限を行使する場面ではなく、それが代理紛争等で、武力使用の不透明性を惹起する大きな要因になっている。その様な中で、生起する紛争被害の惨禍を局限する為に「国際人道法」等による制限を積み重ねてきたのが、現在迄の人類の努力のせいぜいの結果と言える。xvi

今般のイスラエルの宣戦布告の権限行使の国際法上の根拠について、イスラエルとしては、ハマスの攻撃に対するイスラエルの自衛権の発露としてなのであろう。しかし、戦争が国際法上違法とされる今日、宣戦布告は国際違法行為であり、これを正当化する国際法上の根拠を自衛権に求めるのは不可能である。ロシアもウクライナへの侵攻に関しその法的根拠を(集団的)自衛権である旨説明しているが、当該侵攻の呼称については「特別軍事作戦」と表現しており戦争という文言の使用を避けている。

また、前述のとおり、ハマスは非国家主体である。戦争の違法性の部分の思考を無

視したとしても、非国家主体に対して実施する宣戦布告に意味が有るのか、宣戦布告が可能か、については大いに疑問が残る、若しくは不明である。また、ハマスの攻撃が“テロ”であると国際社会が認定し、ハマスが非国家主体であると理解されているにもかかわらず、当のイスラエルが、ハマスに対して宣戦布告を実施するという事は、ハマスの国際的な地位を自ら持ち上げる行為であり、ネタニヤフ首相以下のイスラエル政府の宣戦布告実施の判断について、国際法的切り口からは疑問無しとはしない。本項の趣旨的には蛇足ではあるが、政策的にも疑問がある。

### (3) 自衛権について : *jus ad bellum* 上の論点

イスラエルのハマスへの宣戦布告は、「自衛権」を根拠としているが、南アフリカを始めとする諸国が国際法違反（イスラエルの攻撃がジェノサイドであるとの理由）であるとして国際司法裁判所(ICJ)に提訴し、即時停戦を求められ、1月12日には同公聴会も開かれた。<sup>xvii</sup>これに対して、ICJは、人道的配慮の命令は発出したものの、即時停戦やイスラエルが主張する「自衛権」の正当性には言及しなかった。<sup>xviii</sup>

そもそも不戦条約起草から第2次世界大戦を経ての戦争に対する根本的な理念は、武力行使の全面的な禁止であり、戦争終結を頂点とする輿論の影響を強く受けたものである。一方で、国際条約を起草する政治家、官僚等は、リアリズムの観点及び国内法で例外なく項立てされる刑法上の「正当防衛」（ただし、「正当防衛」という語は、日本のみに通じる用語であり、国際社会では「自衛」を国際関係に当て嵌める形で、全面禁止の例外として「自衛権」という概念を使用してきた。<sup>xix</sup>ただし、同じ自衛権といっても国内法上の自衛権（正当防衛）と、第2次世界大戦前（第1次世界大戦前という説もある）の慣習国際法での自衛権、更に国連憲章に規定される新しい自衛権ではその根本的な考えが異なり、新しい自衛権については、「武力攻撃が発生した場合に、被攻撃国若しくはこれを助ける国々が、武力を以てする」<sup>xx</sup>権利と限定化されている。法律的な理解として全く別物である。<sup>xxi xxii</sup>

では、イスラエルによる自衛権を根拠とする宣戦布告及びその後の戦闘行動はどの様に評価、解釈すべきであろうか。

ICJも判断を避けたことにコメントすることは僭越の誹りを免れないが、宣戦布告については、前述のとおりである。戦闘行動については、武力行使を局限したいという国連憲章の理念を念頭に構成された自衛権に関する国際法上の原則に照らせば、①自衛権行使の前提条件の充足、②自衛権行使の要件、即ち“必要性の原則”と“均衡

性の原則”の充足が論点となる。

①については、ハマスが非国家主体であることから、攻撃実施の客体としての妥当性、またそれが実施した武力攻撃が国連憲章 51 条の要件に当て嵌まるかで議論の分かれるところである。

②については、ハマスの攻撃が既に終了しており必要性の原則の判断である緊急性に合致しているとは言えないかもしれない。また、イスラエルとハマスの戦力差から言えばハマスの攻撃を排除する為の均衡性の原則に照らしてもイスラエルの判断行動は、適合性に疑問を呈さざるを得ないとは言えるであろう。国際法の法的判断であれば、以上の様なことを考慮に入れて検討されるべきなのであろう。

ただし、以上は、本項が前提にした国際法上の法解釈の考察を述べたものであり、その外側には、国際政治的な霧が有る。また、国際法の法源となる条約の成立も国際政治、国内政治、国際世論、国内世論に影響を受けるものであることから、成文法を唯一の根拠とし、その様な法解釈、法執行に為れている日本人には心理的に腑に落ちないが、闇の中にこの「自衛権」も存在しており、ICJ が ICJ の権限として明言できないことは理解できる。隔靴搔痒な評価であるが、そもそも、遙か離れた南アフリカが、ICJ に提訴したのかという理由も、かつて同国のアパルトヘイト政策を放棄させたときに、PLO 等の支援を得たと言う歴史的経緯に拠ると言う報道も有り<sup>xxiiiixxiv</sup>、法解釈が現実社会と複雑に交差しているのものであろうということ以外は断言できない。

#### (4) 戦闘行為の妥当性 : *jus in bello* 上の論点

そもそも、国内テロの実行犯に対する対応は、前述のとおり国内法の刑事法規に従い行動されるべきものであり、その行動権限の源泉は司法警察権である。我が国やヨーロッパの大陸国家（ドイツ、フランス）の様な、厳格な実定法に基づく警察権の行使が前提である国にとって、警察比例の原則に則って自ずとその実力行使の烈度の限界が規定されるべきであるが、万単位の戦闘員を擁し、ミサイルやロケット砲まで保有するハマスに対する対抗実力行使の烈度は当然のこととして上がらざるを得ない。それは、例えばこの行使への制限が極めて厳しい日本の司法警察権行使の現実においても、地下鉄サリン事件を起こしたオーム真理教にはそのサティアンなる要塞突入時には自衛隊の装備を借用して対応している。

一方で、イスラエルにその意図は無いとしても、国際法上の交戦団体承認の対象にもなり得ないハマスに対して宣戦布告したことは、ハマスを準国家主体と認めた様な

格好になっており、ハマスに対してイスラエルは軍事力によってハマスに対応すると宣言した。つまり、イスラエルは、警察活動ではなく国家防衛（治安維持ではなく）に軍事力を手段として使用すると表明したのであり、イスラエルの意図としては、行政権・警察権としての実力行使に係る規制を受けず、武力紛争における交戦者の行為を規律する *jus in bello* 上の規則を遵守していれば、戦闘行為の合法性は担保されるということを宣言したということであろう。

ただし、このような非国家主体への攻撃行為は、その実施が国際的武力紛争であるのか、非国際的武力紛争であるのかで国際法上の適用の差異が生じる。即ち、国際法で規定される外国との戦闘であるのか、本来国際法の規律対象外の国内紛争であるという差異である。国際的武力紛争は、相手が非国家主体でも、戦闘における非人道性を如何に低減、禁止するかというハーグ法に従い規定されるが、非国際的武力紛争であれば、第2追加議定書で勧告されるのみであり、国際法での規制は対象外となる。イスラエルがこの紛争をどの様に解釈しているのかは不明であるが、客観的には国際的と非国際的の間の不明確な部分に在り、宣戦布告をしたという客観的な事実を照らせば、国際的武力紛争と解釈していると理解せざるを得ない。その場合、イスラエルは、第1追加議定書を批准していないことから、第1追加議定書の規則に関しては、慣習国際法になっているもの以外理論上遵守義務は無いことになる。しかし、第1追加議定書のうち確実に慣習国際法上の原則となっているのは、軍事目標主義（区別原則）、不必要な苦痛を与える兵器の使用禁止であるが、その他にも、比例性の原則が軍事目標主義の緩和に係る原則であり、無差別攻撃禁止の原則は軍事目標主義の派生原則であることから、条理としてイスラエルが武力行使する際にも適用されると解釈されるであろう。

勿論、それを具体的に展開した兵器毎の条約は、一部を除き成立しておらず、またイスラエルの様な国際条約を批准していない国家もあり、曖昧さを多分に含む状況であることも付言しなければならない。また、その曖昧さを利用して、ハマスが人間の盾作戦の採用及び、ガザ保健当局なる胡散臭い組織からの発表を自らの立場を強化する為の映像を添付して流し続けていることは、その様な手段に対してフィルターを掛けることのできない西側マスコミの限界であり、それに上手に対応できていないイスラエル側のPR部門の脆弱性を表している。

結論、イスラエルが国際社会においてその信を問われているとすれば、イスラエル

政府がハマスに対してどの様な軍事的手段を使っても良いという規範ではないということと言えるであろう。

#### (5) 戦時復仇による暴力<sup>xxv</sup> : jus in bello 上の論点

10月28日にネタニヤフ首相は、ガザへの陸上侵攻作戦の目的について、「目的は、明白である。人質の解放とハマスの軍事的、政治的壊滅である」と、発言している。ハマスに対して殲滅、日本語で言えば「根絶やし」を表明したのである。<sup>xxvi</sup>

相手による暴力行為に対して、暴力で対応するという復仇の正当性は、近代国家においては倫理的には否定される。ただし、米国も太平洋戦争開戦に当たって日本軍のハワイ奇襲攻撃を非宣戦布告による騙し討ちとして、大いに国民を鼓舞し、国民の意見を統一させた事実を見る時、理念と実際とは必ずしも一致している訳ではなく曖昧な部分は残っている。

今回のハマスによる攻撃の残虐性と非倫理性に対するイスラエル国民の憤りを考えれば、一人の人間としては、復仇を理由にハマスへの攻撃の烈度を上げるに十分な理由であるとは心証上理解できる。一方で、不十分であったかもしれないが、ハマス側のガザ市民を盾に利用するという意図を排除しつつ、18日間（10月25日開始）という一定期間ガザ地区境界線を越えての本格的な陸上軍事力の行使を控え、南部への一般市民の退避を勧告し、その為の支援を実施したことは、イスラエルが復仇で見境が無くなっていた訳ではない証である。殺害を放映するといった現代的手法をも使って、一般市民を盾にする、女性をレイプする、拷問の上に殺害する、死体を棄損するという様な前近代的な行為を実施する集団に対する対応行動としては、近代国家であるイスラエルとしては、相応に抑制された対応であり、また一般的に市民の犠牲者が多く生起することが予想される市街戦が中心のガザでの戦闘行動において、敢えて言えばこの程度の市民側の犠牲者数であることは、イスラエル軍側が事前の情報収集を基にした精度の高い攻撃を実施していると、反論される向きは有るであろうが著者は理解している。（軍人と市民の死亡比率は、アメリカのイラク戦争やアフガニスタン戦争の時は1（23%）：4（77%）程度と伝えられているが、ガザ紛争では、1：0.8～1.5と伝えられているので、イスラエル軍が、市民を無差別に巻き込んでいるという様な、巷間、マスコミ情報からイメージする状況とは、乖離している<sup>xxvii</sup>）

1937年の日中戦争前、通州事件による中国人部隊（中国国民党、中国共産党の指示によると言われている）の一般人(男女)への残虐行為に対して日本国民の激高が、

その後の中国との事変拡大の要素の一つになってしまった歴史を見る時に、相手が実施した非道・非倫理的行為とそれに対する国内世論及び政治的意図、判断の関係については複雑であり、復讐行為は否定されるべきであるという文明国家が当然理解している規範との乖離は如何ともし難い。

国際法には、「戦時復讐」という制度があり、「敵対する当事者が国際人道法上の違反行為を行った場合に、敵対者の違法行為を停止させ、その順守を確保するため、自らも同法違反に相当する行為に訴える行為」<sup>xxviii</sup>と定義されている。この行為は、その乱用や悪循環、更に敵対当事者以外の人民に犠牲を強いることから、人道的見地からその禁止の必要性が強調され、ジュネーブ条約以降の追加議定書等で禁止範囲が拡大されている。非国際的武力紛争に適用されるジュネーブ条約共通3条や第2追加議定書には、戦時復讐の明文規定が存在せず、今回のガザ紛争が非国際的武力紛争であるとするならば、戦時復讐が許容されるかは不明である。また、2005年赤十字国際委員会（ICRC）が「非国際的武力紛争の当事者は、戦時復讐に訴える権利を有しない」<sup>xxix</sup>とのコメントを発表している。

ただし、今日でも戦時復讐は全面禁止とはなっておらず、多くの批判意見はあるものの、有効な履行確保措置と理解する考えもある。それは、今日においてもなお、他国の国際違法行為の是正を強制する仕組みが国際法上整っていないことが大きな理由である。ICRCの様な有力な国際機関の表明は、国際社会、国際輿論に対して大変重い。一方、ICJや国際法の識者は、ICRCのコメントを是としておらず、当該コメントに対して厳しい評価を発表している研究者も有り、この議論が成熟しているとは言えない状況に在る。<sup>xxx</sup>

この様な戦時復讐に対する対処を如何に国際社会でコンセンサスを構築するのかについて、今回のガザ紛争においても再度、国際社会に重く押し掛かかっている。

#### (6) 病院への攻撃：jus in bello 上の論点

国際人道法の戦闘方法の規則の軍事目標主義は、重要な焦点の一つである。即ち、『攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定されなければならない（第1追加議定書52条2項）』ということである。

イスラエルがガザ境界線を越えての戦闘開始前の17日、ガザ病院(Al-Rantisi病院)で爆発が有り、500人の死者が生起したとガザ保健当局が発表した。これに対してイスラエル側は、攻撃の事実を否定したが、報道各社は、ハマスの広報機関となっ

ているガザ保健当局の発表を大々的に報道した。攻撃の実施者がイスラエルであるか、ハマスの工作若しくは事故であるかの真実は不明である。

また、11月15日にイスラエルが実施したガザ地区のシファ病院への突入作戦に対して日本のマスコミの中には、『明らかな国際人道法違反であるガザ北部の病院への侵攻』という見出しで報道したものが有った。<sup>xxxix</sup> 論調の内容は、先ず、ハマス側が実施した人質奪取とガザ市民を使った人間の盾作戦の非道性を述べた後、イスラエル側の作戦の内容についてコメントしているので一方的にハマスを擁護する様な偏った内容ではなかったが、表題のみを見ると明らかにイスラエルの作戦の違法性を強調している様に見える。評価は、夫々の論者の判断と責任に基づき実施されるものであり、それについて評価を述べる立場にはないが、この見出しの“明らかな国際人道法違反”という言葉は問題がある。

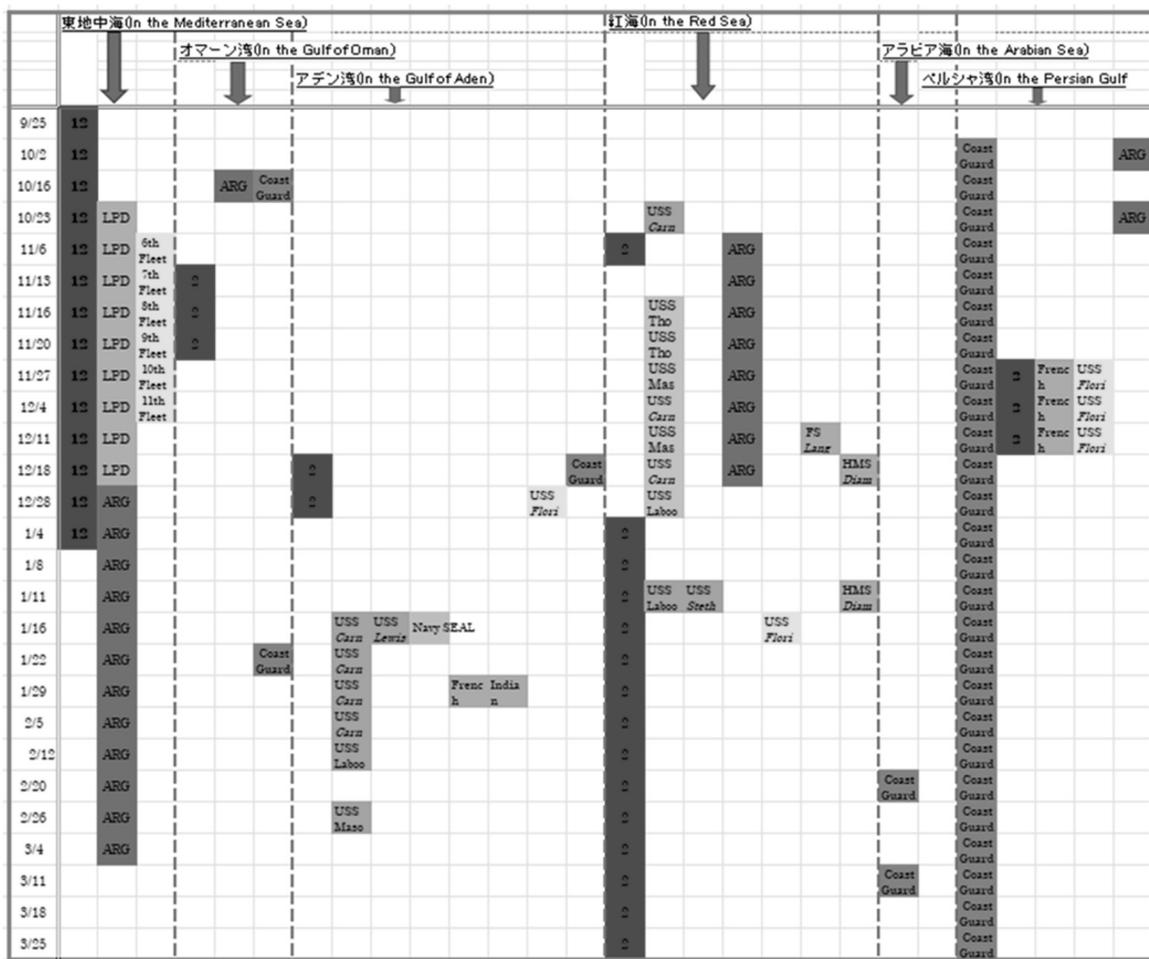
国際人道法において、病院、病院船、特に文民病院へ攻撃は、禁止されているが<sup>xxxix</sup>、一方で、当該ビークルが戦時禁輸品を輸送したり、作戦行動に寄与したりする敵対行為をすることを禁じており、また、その様な行動を執った場合には、保護の権限を失う旨明記されている。勿論、その保護は、『全ての適当な場合に合理的な期限を定めた警告が発せられ、かつ、その警告が無視された後でなければ消滅させることができない』（ジュネーヴ第4条約19条1項但し書き）とされているように、当該有害な活動を行えば直ちに保護が消滅する訳ではない。

その後、判明した事実として、当該病院には、鉄筋コンクリート製の地下トンネルが接続されており、そこから、イスラエルから拉致した人々の証拠品も発見されている。また、その後の戦闘において、当該地下トンネルで多くのハマス戦闘員が殺害されており、その地下室からトンネルを使って避難するハマスの指揮官及びその家族の姿が映像として残されそれが報道されている。イスラエル軍の攻撃後の調査では、地下トンネルだけではなく地上の病院全体がハマスの軍事施設化しており、病院と言う看板を掲げた軍事要塞であった。<sup>xxxix</sup>勿論、イスラエルの攻撃手段について少なくとも患者が存在していたならば、そこが考慮されたのかという様な、爾後評価は必要であろう。一方で、それだけ大規模な軍事施設を構築し、多くのハマス戦闘員が出入りしていたにもかかわらず、一般市民がそれを全く認識していなかったとは理解できない。

国際人道法は、今日、武力紛争法と同義であると解釈されるのが一般的である。一方で、それに違法したときの物理的な対応手段を内包していないという事実に於いて

は、我が国国民が国内で感じる人道への配慮と、警察力で取り締まれない残虐行為が実施されている国家、地域での国際人道法への理解が全く同じとは考えられない。つまり、病院を攻撃したら直截に国際人道法違反になるという様な単純な構図ではなく様々な要素を考慮し、国際人道法違反かどうかは評価されるものである。従って、攻撃早々に出された前述の様な見出しは、少なくとも不適當であると言わざるを得ない。

#### 4 “ホーシー派”による紅海を航行する船舶等への攻撃



- 赤 : CSG (Carrier Strike Group)
- 緑 : ARG (Amphibious Ready Group)
- 青 : CG (U.S. Coast Guard)
- 桃 : 単艦 (DDG、CG)
- 茶 : 他国艦艇
- 黄・橙 : SSGN、特殊部隊

ここから視点を洋上に移す。10月7日以前からの米海軍の東地中海から中東地域での活動状況を海域毎に区分して表したものが上図である。<sup>xxxiv</sup>



10月8日の米国オースティン国防長官の発言のとおり2つ目のフォードCSGを入れる等、急激に当該地区への兵力を強化しているのが理解できる。<sup>xxxv</sup>また、その後、紅海に対して継続的に単艦での兵力を展開しパトロールを重ねる一方、イランとの関係がデリケートなペルシャ湾等へは米コースト・ガードを中心に部隊展開している状況も理解できる。

ただし、夫々の海域の特性もあり、単艦での紅海パトロールは、CSGの様な巨大な艦隊を狭い紅海に投入することが部隊防護や航空機の発着艦作業を含む空母運用のダイナミック・マニューバリングの考え方と一致せず、致し方のない結果なのかもしれない。米側指揮官等の神経を逆なでされる様な心配の連続が理解できる。

#### (1) ホーシー派の攻撃

ハマスのガザ紛争に呼応したホーシー派が最初に無人機とミサイルを発射した10月19日以来、バブ・エル・マンデブ海峡（Bab el-Mandeb Strait）を航過する船舶に対して攻撃を継続している。

ホーシー派は、“神のアンサー アラー”または“同志(Ansar Allah or Partisans of God)”の名称で前に知られたイエメンに所在しイランに支援される民兵組織であり、ホーシー家のリーダーシップの下で2004年に北イエメンで形成された。イデオロギ

一上、反米と反シオニズムを掲示しており、2004年から2014年までホーシー派は、北イエメン及びその北のサウジアラビアと戦闘し、また南イエメンにおいて前中央政府との戦闘で勢力を増大させた。そして、国際的に承認されている現政府打倒の戦闘によって、イエメンが最貧困国家となっている元凶の一つとも言われている。

最初の紅海での米海軍の対処行動は、10月19日に米海軍USSカーニー(DDG-64)が飛来した巡航ミサイル及びUAVに対してSM-2対空ミサイルによって対処行動を実施しており、この時は、米艦に対する攻撃であったのか航行船舶に対して実施されたものであったのかを米海軍は明確にしていない。

1月11日の米中央軍の発表によれば、10月17日以来、ホーシー派による紅海での船舶攻撃は、27隻に及んだということである。また、2月18日には、米中央軍は、イエメン周辺海域でホーシー派のUUV（無人水中ビークル）を破壊したことを発表しており、航行船舶に対する脅威のディメンションが拡大し、より海上輸送への脅威がより深刻になっている。

(2) 米海軍及び英海軍を含む西側諸国の当初のホーシー派への対処行動<sup>xxxvi</sup>

12月18日に、米国は、米中央軍の海軍/第5艦隊(NAVCENT)指揮の下で22ヶ国の連合によるProsperity Guardian作戦を開始し、5か国が艦艇を参与させている。NAVCENTが本部を置くバーレーンは、連合軍唯一のアラブメンバーである。

2024年1月3日、米英日など13カ国がホーシー派に対して紅海での船舶攻撃の停止及び拿捕船舶及び船員の即時解放に関する共同声明を発表し、その中で、「世界で最も重要な水路の一つで航行の自由に対する直接的な脅威になっており、攻撃を続けるならばホーシー派は、責任を負うことになる」と警告した。<sup>xxxvii</sup>

1月9日に、ホーシー派は、それまでで最大の攻撃を実施した。これらの攻撃のいくつかは、米艦船を目標にしていたと米政府高官が発言したが、米国の責任ある者が、ホーシー派が米艦艇を目標にした攻撃を実施したことを認めた初であった。

1月10日に、国連安全保障理事会は、決議案2722（United Nations Security Council adopted Resolution 2722）を採択し、ホーシー派の攻撃を非難し、攻撃から船舶を防御するために、加盟国が持っている権利を確認した。<sup>xxxviii</sup>

1月11日米国-英国軍によるイエメンのホーシー派に対して攻撃を開始した。攻撃の後バイデン大統領は、「私は、それ以上の手段についても必要に応じて私達の国民と国際通商航路の自由な流れを保護するように命じることをためらわない」と発言し

た。<sup>xxxix</sup>また、我が国政府も、米英の攻撃を支持する旨の官房長官談話を発出している。実際、スエズ経由の貨物船船腹量は、激減しており、喜望峰周りとは、そのシェアが逆転している。<sup>xl</sup>（2023年11月下旬～12月成就；スエズ経由66%・喜望峰経由13%、2024年1月下旬～2月上旬；スエズ経由7%・喜望峰経由75%）海上自衛隊も本年のヨーロッパ方面への遠洋航海の航路をスエズ運河経由ではなく、喜望峰廻りとしているのもその影響であろうと拝察している。

また、この攻撃に際しては、米政権は、攻撃に対する議会承認を求めておらず、「自衛権行使」の範疇として、事後報告で済ませている。<sup>xli</sup> 一方、中国の王毅外相は、国連安保理決議ではイエメンへの武器の使用を認めていないと米英の攻撃に対する批判のコメントを出した。（中国は、10日の国連安保理決議を棄権）<sup>xlii</sup>

### (3)当該作戦に対する国際法上の検討

ここで、米海軍を中心とした一連の作戦に対する国際法上の考察を実施したい。

#### ア 艦船からの攻撃について

軍隊には、自らを攻撃する相手に対して、戦時平時を問わず軍事力を以て攻撃主体への反撃を含めて対処する権利をアプリアリに有するという考えが各国の海軍世界では当然視されている。このうち、組織的計画的ではない、規模が限定的で、一過性の武力攻撃を排除するための自衛権に関する部分を我が国では「マイナー自衛権」と呼称しているが、自衛隊はその権利を有していないと内閣法制局により過去に答弁が為されている。一方、国際法上は、国家の一部であり無害航行をしている艦船への侵害への対処として、米艦を標的とするミサイルの撃墜は、国際法上の考えも、法の一般原則に従っても当然の権利として認められる。（ただし、その実力対処の内容如何に拠っては、国際法のみならず国内法において評価される。）一方、今回の紅海においてホーシー派から発射されたミサイルは、非国家主体の集団からであり、そのとき行動中の米艦が、どの海域に在ったのかという状況により、国際法によって評価されるべき行為なのかどうかという弁別上の考察は必要になる。

また、自らへの攻撃が明らかでない、即ち、インバンドではないミサイルへの反撃について、ホーシー派が、米艦ではなく付近に航行中のイスラエル関連船舶に対しての攻撃であったと主張する場合も、明らかに違法な侵害行為であることから、防護としての実力行使は、他の利益を守る為であっても、法の一般原則上は認められる。ただし、国内法やROEの制限によっては、抵触することも考えられる。これは、自衛

隊が PKO で派遣された際、駆け付け警護で懸案と軌を一にする議論である。

尤も、当初米海軍は、「ミサイルが米艦艇を目標に攻撃されたものであったかどうかは不明である」との発表によってその状況が不明確なままであった。また、その後のホーシー派から発射されたミサイルや無人機の撃破・撃墜についても、わざわざ自衛権を前面に出して公表している。これらは、国際法を考慮しての対応というよりも、微妙なこの地域の国際政治環境を考慮した外交、政治的行為であったと考える。

何れにしても、陸上に近い海域での艦艇の作戦行動は、それそのものが複雑化すると共に、国際法に対する適切な対応を求められる文明国海軍にとって好ましい作戦海域ではないことは確かである。

#### イ 非国家主体に対する武力の行使

11 日の攻撃は、事実としての表面上、紅海を含む公海上からイエメン国内への明らかな越境による国際武力紛争と見えるが、攻撃対象が、非国家主体のホーシー派の軍事施設への攻撃であることから、国際法上で扱う国際武力紛争の範疇には含まれないと考えられる。今回の攻撃は、2011 年 5 月 2 日の米軍によるパキスタンに所在したビンラディン殺害事案等、外国領域内に所在するテロリスト等、非国家主体への武力の行使を自衛権の行使として国際法上正当化し得るかという、様々な方面から国際法的な評価が実施される事項である。慣習国際法においては、他国上で自衛権を行使することについて、その対象となった他国、即ち、領域内で同意なく外国により武力を行使されるという形で主権を侵害された国家自体が、武力行使をした国に対してその前に武力攻撃等の侵害を行っていたかどうかは、自衛権の存在の要件とされない。しかし、国連憲章上の自衛権に関しては、自衛権行使対象国による武力攻撃の発生及び当該攻撃排除の必要性が要件とされる。本事案ではイエメン自体はアメリカに武力攻撃を行っていない為、国連憲章上の自衛権行使の要件は充足されないと解釈される。

また、国際人道法の観点からは、当該法が武力紛争における惨禍の軽減を目的に交戦者の行為を規律する法でありその適用は、国際的武力紛争又は内戦（非国際的武力紛争）の発生が前提である。しかし、本件は、イエメン領域内の反政府武装勢力に対するものであり、イエメン国家に対するものではないことから、アメリカとイエメン間の武力紛争とは解釈されない。また、アメリカの武力行使対象のホーシー派に国際法上の主体性が認定されず、アメリカとホーシー派の間で武力行使が生起しても、そ

これを内戦とも国際的武力紛争とも評価できない。以上から、アメリカがホーシー派に武力を行使する際、国際人道法は適用され得ない。つまり、本件アメリカの武力行使に関する国際法上の論点の出発点は、武力不行使原則を基調とする現代国際法に照らし、イエメンの主権を侵害する当該武力行使に、如何なる違法性阻却の事由が当て嵌まるか、根拠は何かということである。諸状況からは、主権被侵害国の同意、即ちイエメン（政府）の同意が理論的に最も有り得る要件であるが、イエメンはアメリカを非難しているため当てはまらない。そこでアメリカは自衛権の行使と主張しているが、イエメンがアメリカに武力攻撃を行ったわけではないのでこれも当てはまらない。

今回の米国等による武力行使について国際法的観点からまとめると、「イエメン領域内で、イエメンの同意を得ることなく軍事力を使用して、（ホーシー派という武装組織に係る犯罪の予防・鎮圧という）行政警察活動を実施したもの」と法的には評価できるかもしれない。このため、国際法上の論点は、武力行使に伴うイエメンの領域主権侵害に係る違法性阻却の事由の有無であり、アメリカは自衛権と主張しているが、イエメンはそれを認めず、第3国（中国）も認められない旨を主張している。しかしながら、本件事案発生の本質は、イエメンの反政府組織が外国船舶を攻撃し、諸外国の利益に侵害を加えているにもかかわらず、イエメンが、これを鎮圧できず国際社会での主権国家としての責任を果たしていないことに在ると言える。この点を踏まえず米国等の領域主権侵害をイエメン政府が非難するのは、お門違いであり、まして米国等の活動により自国船舶の運行安全という利益を享受している中国が米国等の主権侵害を非難するのは、如何なものかと言わざるを得ない。それでも、今回のイエメン国内に所在するホーシー派への攻撃の国際法上の解釈にはこれだけの文字数を必要とし、国際法上では、依って立つ明文規定（明確な規則）が見当たらないというのが、現状である。ビンラディン殺害の場合は、国際的非難を米国政府は受けていないが、国際法上の不透明な部分での作戦行動であることは確かである。

#### (4)米国の国際社会への配慮

今回の攻撃に際して米国の手続きの時程は、繰り返しになるが次のとおり。<sup>xliii</sup>

2023年10月19日 米海軍ミサイル駆逐艦が3発のミサイルの被攻撃

2023年11月26日 リベリア船籍商船被攻撃（以後被攻撃の旗国は、米国、パナマ、ノルウェー、マーシャル諸島、香港、ケイマン諸島、インド、シンガポール、マルタ、中国<sup>xliv</sup>、バミユ

ーダー)

- 2023年12月3日 紅海で一般商船被弾
- 2023年12月11日 フランス海軍攻撃、ハイジャックを阻止
- 2023年12月16日 英海軍攻撃阻止
- 2023年12月18日 NAVCENT Prosperity Guardian 作戦を開始
- 2023年12月23日 インド海軍 被弾した商船を護衛
- 2023年12月23日 ホーシー派によるハイジャック攻撃 (3隻のボート撃沈)
- 2024年1月3日 米英日など13カ国がフーシー派非難の共同声明を発表
- 2024年1月10日 国連安全保障理事会が決議案 2722 を採択
- 2024年1月10日 米海軍長官(Carlos Del Toro) 事前警告の対応準備完了と発言
- 2023年1月11日 作戦行動中の米 SEAL 隊員 2 名死亡
- 2023年1月11日 米英軍 (豪、加、蘭、バーレーンが支援) ホーシー派攻撃開始

最初の被攻撃事象から1月11日の対応まで約3カ月を使って丁寧に国際社会の攻撃への正当性への理解を醸成させ、行動に移している。

例えば米国は、ホーシー派の攻撃が米艦艇を目標にしているかどうかは、11日の攻撃直前まで公言しておらず抑制的な評価を公表し続けた。また、11日の攻撃までは、作戦部隊を NAVCENT 指揮下の海軍部隊に限定し、国際海上航路を保護する為の海上作戦の一環であるということを明確に部隊編成で示している。そしてこの間の対応によって、ホーシー派の攻撃の非道性、無差別性を被攻撃の実績に於いて積み重ねている。これは、米国でさえもこの種作戦実施時に ICRC を頂点とする人道最優先の国際、国内世論へ配慮する姿勢が十分に読み取れた。なお、米国内的には、SEAL 隊員の死亡という自国民の犠牲は、結果論ではあるが反対論を封じる要素となったものとする。

攻撃後にスナーク英国首相は、「英国はいつでも航行の自由と貿易の自由を守るであろう。従って、私達は、ホーシー派の軍事機能を低下させ、グローバルな航路を保護するためにこれらの攻撃に与えられた目標に対するオランダ、カナダ、およびバーレーンからの支援を得て、米国と共に、自衛権の下で、制限され、必要で、比例した

行動をとった (taken limited, necessary and proportionate action in self-defense)」と発言した。これは、これは、自衛権行使の要件を充足しており、jus ad bellum 上合法であると説明する趣旨であったと理解できる。

なお、ホーシー派の攻撃とイランの関係については、米国は否定的な発言を重ねる等、イラン関係については、中東情勢全体に影響を及ぼす外交的、大戦略的な思惑があると推察するが、ここではこれ以上の言及は控えたい。

## 5 我が国への反映

本件は、衝撃的な事案であっても、遠く離れた中東における事象であり、筆者を含む一般的な我が国国民にとっては、その歴史的な背景等を含めて不案内な地域でのことであり、主要な興味の対象とは為り得ないかもしれない。一方で、ウクライナ戦争の状況と同様に、間接的、将来的には大きな影響が我が国に及ぶ可能性もある。その様に直截な影響ではなくとも、今後の我が国が対応しなければならない国際的な案件へのケーススタディには為り得ると考える。

### (1) 対中、対ロ考慮

今回、主として国際法の観点から本事象を考察して見たが、巷間言われる程には、イスラエルの対応は異常でも非常識でもないと思う。また、米国の対応も、現在の国際法環境の中で、丁寧な対応に努めているというのが筆者の評価である。

一方、我が国が対応しなければならない中国やロシアが現在の国際法の環境に従順に対応し、またそれを是とするとは考えられない。世界を驚愕させたロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際的オーダーを無視したものであり、ウクライナ国内で実施した住民への残虐な殺害や女性へのレイプ等、ロシアは、ウクライナが、ロシア国内であり如何なる国際法も適用除外であるとのプーチン自身の認識、思考により、我々には理解できない世界感で武力行使を実施させている。

また中国についても、国連海洋法条約付属書VIIに基づき設置された仲裁裁判所が下した南シナ海へのフィリピンとの紛争に対する評決を「ただの紙屑」と喝破しても恥じない厚顔さは、ロシアと同様であり、また、今後予想される台湾有事についても、習近平のブレインと言われる劉明福は、その著書の中で「中国の台湾への『武力行使権』の問題、つまり中国が台湾に武力行使をする正当性の問題である。台湾で深刻な危機が生じなければ、中国は台湾に武力行使すべきではなく、また武力行

使の権利を持っていないという誤解や曲解をしてはならない。・・・そもそも武力を使って分裂に反対して統一を実現するというのは国家の主権なのだ。・・・中国は、いつでも出兵する権利がある。・・・人民解放軍は、武力によって国家の分裂状態を終わらせ、国家を統一させる権利と正義を有している。」<sup>xlv</sup>と述べている。この様な発言を考慮すれば、両国（北朝鮮も含めるべきであるが）の軍事的対応が、武力紛争時において人道の実現を目的としている国際人道法の中で実施されるとは到底考えられない。現在の国際社会は、国連憲章を護持する主体であるべき国連常任理事国が実施する国際法上否定されている『戦争』という、国際社会が向き合わなければならない厳しい現実を抱えている。正に、ハマスが国家になった様な相手に安全保障上の検討を実施しなければならないと言うことである。

米国は、中国の南シナ海やフィリピン海での活動へのそれまでの対応が不十分であったと認め中国の洋上での行動を「反乱 (insurgent)」と評価し、その対抗措置を対反乱措置 “Maritime COIN” と呼称して諸活動を実施している。<sup>xlvi</sup>

一方で我が国は、「法律は、それを遵守する者を保護する」という法律の根源が国際法環境においても適用されるという前提で行動しなければならない。つまり、国際法上の非対称な世界で西側各国そして自衛隊は活動せざるを得ず、異なるルールでスポーツ競技を実施しなければならない様なものである。

したがって、我が国政府、国民は、自衛隊に対して、軍事組織として少なくとも法的に西側諸国と同等で適切な法的地位の付与を早期、確実に実施すべきである。また、国際法上の非対称な相手に対する最も有効な抑止と対処の手段の確保を確実に積み上げるべきである。

## (2) マスコミの世論誘導

ガザ紛争に対するマスコミによる様々な世論誘導は激しいものが有るが、10月7日の惨劇に関するテレビ報道番組のコメンテーターに日本赤軍の重松信子の娘を使う非常識で無神経さは、日本の報道機関のレベルを疑わせるものであった。その後も例えば、2024年4月8日に放映されたNHK番組「映像の世紀 “史上最大の作戦 ノルマンディー上陸”」では、上陸作戦の悲惨さを言いながら作戦における戦死者の数が約4,500人、一方上陸地点への予めの攻撃によるフランス住民3万人の被害を強く問題視していた。現在の国際人道法の下でも、軍事目標の攻撃において、文民及び民間物への攻撃による付随的損害は一定程度許容されており、況して第2次世界大戦中の作戦

について、悲惨、可哀想という評価基準のみでコメントすべきなのかどうか疑問である。であれば、どの様な作戦を実施すれば戦闘員と住民の被害をより少なくできたのか？戦争の悲惨さをミクロ的な映像とマクロ的数字を組み合わせることに何の意味があるのか？まさか「ノルマンディー上陸作戦と現在のガザ紛争を同列で見るべし」とでも言いたいのか？製作者の意図が不明である。

人道主義的な配慮は勿論大切であり、その様な対応が文明国であるかどうかの指標であると考え。一方で、人道主義や倫理と言ったことに歯牙にもかけない人々が存在することも現実である。その意味で、人道的な指標のみで世界情勢を切り分ける危なさや空論は、このガザ紛争をスタディしていて虚しく感じるところである。更に言えば、人道主義を表看板に掲げて、偏向したイデオロギー闘争の手段としてガザ紛争が使われていないか？我が国とは、利害関係、歴史的に相剋の無い国家、組織間の紛争であれば、日本人は、より冷静に事態を見る目が必要であり、アジテーション的な報道には賛同しかねる。

## 6 おわりに

本稿の国際法的な内容については、多くの当会会員にとっては既知のこととは思いつつも、イスラエルで生じた特異な事案を敢えてイロハからの論考を実施させて頂いた。その上で緻密に構築された現在の国際法の論理体系もそれを守る考えのない国家に対する疑問と、それに対処できていない現在の国連態勢についての無力感を再実感させられた。

筆者は、国際情勢の考察について、地政学的な現実主義の考えを支持する者である。しかし、世界情勢が益々アナーキーな現実を呈している現在、国連にも国際法にも限界を見る時に、構造主義的な指標を傍らに置くことも市井の勉学者としては有りかもしれないと思いついているところである。<sup>xlvii</sup> 現実には、この様な平和な環境の中での思考や感傷とは無縁であり、イデオロギーではなく実際に直視して、我が国政府、国民は、将来への我が国の繁栄と安全の為の具体策を確保してもらいたいと願うばかりである。

(なお、国際法の解釈については、防衛研究所政治・法制研究室永福誠也主任研究官からの助言を得たが、国際法に関する部分は筆者が独自に分析検討したものである。また、イスラエルに関する資料はイスラエルの友人に協力を得た。本稿の内容に不十

分な点があった場合の責任は勿論、筆者に在る。)

---

<sup>i</sup> Israel and Hamas 2023 Conflict In Brief: Overview, U.S. Policy, and Options for Congress Updated December 13, 2023; Congressional Research Service <https://crsreports.congress.gov/R47828>

<sup>ii</sup> 殺害・拉致された人の国籍の数：SNS（有名なアクティビスト、Joseph Hadad の投稿）

<sup>iii</sup> 亡くなった外国人の数については、Wikipedia の数であり、必ずしも正確ではない

<sup>iv</sup> : <https://www.inss.org.il/publication/war-data/>（テルアビブ大学の高名なシンクタンク）

<sup>v</sup> 読売新聞 2024.2.1 朝刊、7 面 13 版。同 2.2 朝刊、7 面 13 版。2.3 朝刊、3 面 13 版。

<sup>vi</sup> 読売新聞 2024.3.6 朝刊、9 面 13 版

<sup>vii</sup> Video link: <https://twitter.com/MEMRIReports/status/171897333848626009>

<sup>viii</sup> <https://www.inss.org.il/> -> Swords of Iron - Real Time Tracker -> Home Front Command Alerts -> 3-2

<sup>ix</sup> 読売新聞 2024.4.4 朝刊、7 面 13 版

<sup>x</sup> <https://www.inss.org.il/> -> Swords of Iron - Real Time Tracker -> Protests For and Against Israel Around the World

<sup>xi</sup> ダグラス・マレー 町田敦夫訳「西洋の自死」東洋経済、2018 年

<sup>xii</sup> 山形英郎「国際法入門」法律文化社、2022 年、p26。

<sup>xiii</sup> 尋木真也「国際人道法における敵対行為の規制」（早稲田大学博士論文）2015 年、国立国会図書館

<sup>xiv</sup> Israel and Hamas 2023 Conflict In Brief: Overview, U.S. Policy, and Options for Congress Updated December 13, 2023; Congressional Research Service <https://crsreports.congress.gov/R47828>

<sup>xv</sup> 牧野雅彦「不戦条約」東京大学出版会、2020 年

<sup>xvi</sup> 筒井若水「違法の戦争、合法の戦争」朝日新聞社、2005 年

<sup>xvii</sup> 読売新聞 2024.1.13 朝刊、11 面

<sup>xviii</sup> 読売新聞 2024.1.28 朝刊、7 面

<sup>xix</sup> 田岡良一「国際法上の自衛権」1964.11.5 勁草書房 p279。

<sup>xx</sup> 田岡良一「国際法上の自衛権」1964.11.5 勁草書房 p286

<sup>xxi</sup> 田岡良一「国際法上の自衛権」1964.11.5 勁草書房

- 
- xxii 西嶋美智子「自衛権の系譜 — 戦間期の多様化と軌跡」2022.3.31
- xxiii 読売新聞 2024.1.12 朝刊、11 面 13 版
- xxiv 読売新聞 2024.1.14 朝刊、9 面 13 版
- xxv 尋木真也 「国際人道法における敵対行為の規制」(早稲田大学博士論文) 2015 年、国立国会図書館
- xxvi 読売新聞 2024.1.30 朝刊 13 版、3 面
- xxvii [https://en.wikipedia.org/wiki/Civilian\\_casualty\\_ratio](https://en.wikipedia.org/wiki/Civilian_casualty_ratio)
- xxviii 尋木真也 「国際人道法における敵対行為の規制」(早稲田大学博士論文) 2015 年、国立国会図書館、p64。 Fleck(ed), supra note 4. P232.
- xxix 尋木真也 「国際人道法における敵対行為の規制」(早稲田大学博士論文) 2015 年、国立国会図書館、p36。 J.M. Henckaerts and L. Doswald-Beck(eds.) *Customary International Humanitarian Law*(2005),Vol.1:Rouls,p526
- xxx 尋木真也 「国際人道法における敵対行為の規制」(早稲田大学博士論文) 2015 年、国立国会図書館、p36。
- xxxi 島田久仁彦「自衛という名目の“見境なき殺戮”。イスラエルが攻撃の手を緩めない理由」、2023.11.18
- xxxii 戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(第四条約) 第 13 条～第 20 条
- xxxiii : <https://www.youtube.com/watch?v=fA-ELF19X5w>
- xxxiv USNI の 2023 年 9 月 25 日～2024 年 3 月 25 日の“Fleet and Marine Tracker”データを集積して筆者が作成。(カラー印刷でない為、見難いが、今後、安全保障懇話会 HP 掲載時は、原案のカラーデータで表示予定)
- xxxv 読売新聞 2023.10.11 朝刊、1 面
- xxxvi Houthi Attacks in the Red Sea: Issues for Congress January 12, 202,<https://d.docs.live.net/bdea83f72ffefd2c/>,
- xxxvii 読売新聞 2024.1.5 朝刊、2 面 13 版
- xxxviii 読売新聞 2024.1.12 朝刊、11 面 13 版
- xxxix 読売新聞 2024.1.13 朝刊、1 面 13 版
- xl 読売新聞 2024.2.24 朝刊、9 面 12 版
- xli 読売新聞 2024.1.14 朝刊、2 面 13 版

---

xlii 読売新聞 2024.1.16 朝刊、9 面 13 版

xliii USNI 記事を著者が集計

xliv USNI MARCH 24, 2024 6:30 PM By2023 年 10 月 19 日 米海軍ミサイル駆逐艦が  
3 発のミサイルの被攻撃

2023 年 11 月 26 日 リベリア船籍商船被攻撃（以後被攻撃の旗国は、米国、パナマ、  
ノルウェー、マーシャル諸島、香港、ケイマン諸島、インド、シンガポール、マルタ、中  
国xliv、バミューダー）

2023 年 12 月 3 日 紅海で一般商船被弾

2023 年 12 月 11 日 フランス海軍攻撃、ハイジャックを阻止

2023 年 12 月 16 日 英海軍攻撃阻止

2023 年 12 月 18 日 NAVCENT Prosperity Guardian 作戦を開始

2023 年 12 月 23 日 インド海軍 被弾した商船を護衛

2023 年 12 月 23 日 ホーシー派によるハイジャック攻撃（3 隻のボート撃沈）

2024 年 1 月 3 日 米英日など 13 カ国がフーシー派非難の共同声明を発表

2024 年 1 月 10 日 国連安全保障理事会が決議案 2722 を採択

2024 年 1 月 10 日 米海軍長官(Carlos Del Toro) 事前警告の対応準備完了と発言

2023 年 1 月 11 日 作戦行動中の米 SEAL 隊員 2 名死亡

2023 年 1 月 11 日 米英軍（豪、加、蘭、バーレーンが支援）ホーシー派攻撃開始

xlv 劉 明福 加藤嘉一訳 「中国「軍事強国」への夢」文春新書、2023 年、p136。

xlvi PROCEEDINGS July 2022, Maritime COIN を特集して、COIN の論文を多数掲載

xlvii ケネス・ウォルツ 渡邊昭夫訳「人間・国家・戦争」1959 年。

[ 著者プロフィール ]



鍛冶雅和 (かじまさかず)

防衛大(24期 機械工学)

潜水艦なつしお艦長、第27護衛隊司令、

海幕防衛課長、第3護衛隊群司令、

防衛監察本部監察官、呉地方総監部幕僚長、

第1術科学学校長、潜水艦隊司令官

を歴任し、2015年8月退官